

南房総市ホームページバナー広告掲載要綱

(目的)

第1条 この告示は、市のホームページにバナー広告を掲載することに関し、南房総市公共物等有料広告掲載取扱要綱(平成18年南房総市告示第176号。以下「基本要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)市のホームページ 市が管理し、公開するホームページで、
city.minamiboso.chiba.jp 又は city.minamiboso.lg.jp ドメインではじまるものをいう。

(2)バナー広告 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)の社名又は団体名を識別可能な文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告掲載の位置等)

第3条 広告を掲載する位置は、市のホームページで指定した場所とする。

2 広告1枠の大きさは、縦60ピクセル、横130ピクセルとする。

3 広告のデータ容量は、4キロバイト以内とする。

4 広告のデータ形式は、GIF形式(アニメーションGIF形式を除く。)又はJPEG形式とする。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、掲載1枠につき月額10,290円とする。

(広告の申込み)

第5条 市のホームページに広告を掲載しようとする者は、掲載を希望する月の初日の20日前(南房総市の休日に関する条例(平成18年南房総市条例第3号)第1条に規定する休日を除く。)までにホームページバナー広告掲載申込書(別記第1号様式)に掲載する広告原稿その他必要な書類を添え、市長に申し込まなければならない。

(掲載可否の通知)

第6条 基本要綱第8条第2項の規定による通知は、ホームページバナー広告掲載可否決定通知書(別記第2号様式)によるものとする。

(広告掲載料の納付)

第 7 条 広告掲載料は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

(掲載決定の取消し)

第 8 条 市長は、広告主又は広告の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 市長が指定する期日までに、広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 当該広告を掲載することで、市のホームページの公共性を害するおそれが生じたとき。
- (3) 広告主から広告掲載の辞退の申出があったとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が広告掲載を取り消すことが必要であると認めるとき。

(広告掲載料の還付)

第 9 条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由によって広告を掲載できなかつたとき、市長が特に還付する必要があると認めるとき、又は掲載の 15 日前（南房総市の休日に関する条例第 1 条に規定する休日を除く。）までに広告掲載の辞退の申出があったときは、この限りでない。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。